

大和市一般職の職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年12月14日

大和市長 大木 哲

大和市規則第46号

大和市一般職の職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則

大和市一般職の職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（昭和40年大和市規則第8号）の一部を次のように改正する。

第21条第3項第2号中「特定職員」を「職員」に改める。

別表第7、1 行政職給料表(1)昇格時号給対応表85の項中「33」を「32」に改め、同表104の項及び105の項中「42」を「41」に改め、同表120の項中「45」を「44」に改め、同表126の項中「46」を「45」に改め、同表131の項中「47」を「46」に改め、

同表2 行政職給料表(2)昇格時号給対応表中

34	33
35	34
36	34
37	35
37	35
38	36
38	36
39	37
39	38
40	39

を

に改め、同表112の項中「50」

を「49」に改め、同表115の項及び116の項中「51」を「50」に改め、同表118の項から120の項までの規定中「52」を「51」に改め、同表121の項中「53」を「52」に

42	41
43	42
44	42
45	43

改め、同表 3 消防職給料表昇格時号給対応表昇格後の号給、3級の欄中

4 6	4 3
4 7	4 4
4 8	4 4
4 9	4 5
5 0	4 6
5 1	4 7
5 2	4 8
5 3	4 9
5 4	5 0
5 5	5 1
5 6	5 2
5 7	5 3

を に

改め、同表 6 医療職給料表(3)昇格時号給対応表中

6 6	6 5
6 7	6 5
6 8	6 6
6 9	6 6
6 9	6 6
7 0	6 7
7 0	6 7
7 1	6 7
7 1	6 8
7 2	6 8
7 2	6 8
7 3	6 9
7 3	6 9
7 4	7 0
7 4	7 0
7 5	7 1
7 5	7 1

を に改める。

76	72
76	72
77	73

別表第9中

条例第27条第1項及び第6項の規定に該当する休職並びに勤務時間、休暇等に関する条例第13条第1項第1号の休暇	3/3以下
派遣職員の派遣の期間	3/3以下

を

条例第27条第1項及び第6項の規定に該当する休職並びに勤務時間、休暇等に関する条例第13条第1項第1号の休暇	3/3以下
派遣職員の派遣の期間	
勤務時間、休暇等に関する条例第11条に規定する介護休暇の期間	

に改め、同表勤務時間、休暇等に関する条例第11条に規定する介護休暇の期間の項を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。